

しょうけい館運営有識者会議開催要綱

(目 的)

第1 しょうけい館（以下「館」という。）の公正かつ中立的な運営を確保するため、その運営について、幅広い視野からの意見を得ることを目的として、しょうけい館運営有識者会議（以下「運営有識者会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2 運営有識者会議は、次に掲げる事項について検討し、厚生労働省社会・援護局長（以下「局長」という。）に対し、意見を述べるものとする。

- (1) 館の運営に関する重要事項に関すること。
- (2) 館の事業計画に関すること。
- (3) その他、館の運営に関し、局長が必要と認めた事項に関すること。

(構成員)

第3 運営有識者会議の構成員（以下「構成員」という。）は、局長が学識経験者の中から委嘱する。

2 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開 催)

第4 運営有識者会議は、局長が召集するものとする。

- 2 座長は、構成員の中から互選する。
- 3 座長は、必要に応じて副座長を任命することができる。副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶 務)

第5 運営有識者会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局援護企画課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事手続きその他運営有識者会議の開催に関し、必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。